

令和２年度 津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	35	29	第２編 災害予防計画 第１章 災害に強いまちづくり 第６節 地盤災害等予防計画 ６ ため池改修事業等の促進（農林水産部） ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第５次三重県地震防災緊急事業５ケ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。 また、浸水等の被害が想定されるため池ごとに被害想定地域等に関する情報、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた、ため池ハザードマップを作成し、配布するほか、ホームページに掲載するなど周知を行います。	第２編 災害予防計画 第１章 災害に強いまちづくり 第６節 地盤災害等予防計画 ６ ため池改修事業等の促進（農林水産部） ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第５次三重県地震防災緊急事業５ケ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。 また、浸水等の被害が想定されるため池ごとに被害想定地域等に関する情報、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた、ため池ハザードマップを作成し、配布するほか、ホームページに掲載するなど周知を行います。 <u>なお、地震時には、「ため池防災支援システム」の活用により、ため池の決壊と下流被害の危険度をリアルタイムで予測し、ため池管理者等関係機関に情報提供を行います。</u>
2	36	7	第２章 地域防災力の育成 第１節 防災意識・防災知識の普及 １ 防災啓発・防災教育の実施（危機管理部、教育委員会事務局、市民部、健康福祉部） (1) 市民に対する防災啓発 市は、地域での学習会、広報等を通じて、災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。	第２章 地域防災力の育成 第１節 防災意識・防災知識の普及 １ 防災啓発・防災教育の実施（危機管理部、教育委員会事務局、市民部、健康福祉部） (1) 市民に対する防災啓発 市は、地域での学習会、広報等を通じて、災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。

震災対策編

No.	頁	行	旧	新
			また、防災知識の普及に当たっては、高齢者や乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要なことや被災時の男女のニーズの違い<u>があること</u>等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。 3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部） （略） 《広報内容》 （知識） ・南海トラフ地震等の発生のメカニズム ・予想される地震動・津波 ・避難場所 ・過去の地震災害事例 ・地域の地震特性、危険場所 ・各機関の実施する防災対策 ・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・その他一般的な地震の基礎知識 ・信号機が消灯した信号交差点での通行方法 （災害への備え） ・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・耐震診断・耐震補強の実施 ・防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・1週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄（3日～1週間程度、アレルギー対応食等を含む）	また、防災知識の普及に当たっては、高齢者や乳幼児、<u>妊産婦</u>、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要なことや被災時の男女のニーズの違い、<u>感染症予防対策の必要性</u>等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。 3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部） （略） 《広報内容》 （知識） ・南海トラフ地震等の発生のメカニズム ・予想される地震動・津波 ・避難場所 ・過去の地震災害事例 ・地域の地震特性、危険場所 ・各機関の実施する防災対策 ・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・その他一般的な地震の基礎知識 ・信号機が消灯した信号交差点での通行方法 （災害への備え） ・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・耐震診断・耐震補強の実施 ・防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・1週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄（3日～1週間程度、アレルギー対応食等を含む）

No.	頁	行	旧	新
			・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等、携帯電話等の充電用バッテリーの準備等）の準備等 ・家庭用医療機器等の非常電源の確保 ・初期消火のための消火器の保有や風呂水のためおき ・感震ブレーカーの設置 （災害時の行動） ・身の安全確保、救助、応急手当 ・避難時の火元確認、初期消火、電源ブレーカーの遮断 ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行 ・避難行動要支援者への支援 ・情報の収集等 ・一時帰宅困難者への対応 ・大地震が発生したときの交通の方法	・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、携帯電話等の充電用バッテリー、マスク、アルコール消毒液、体温計等の感染症対策物品等）の準備等 ・家庭用医療機器等の非常電源の確保 ・初期消火のための消火器の保有や風呂水のためおき ・感震ブレーカーの設置 （災害時の行動） ・身の安全確保、救助、応急手当 ・避難時の火元確認、初期消火、電源ブレーカーの遮断 ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、携帯電話等の充電用バッテリー、マスク、アルコール消毒液、体温計等の感染症対策物品等）の携行 ・避難行動要支援者への支援 ・情報の収集等 ・一時帰宅困難者への対応 ・大地震が発生したときの交通の方法
3	62	35	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）内閣府」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）内閣府」及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（令和2年4月）内閣府等」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。

震災対策編

No.	頁	行	旧	新										
			(1) (略) (2) 避難所要員の役割 ア～カ (略) (新設) (3) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(オ) (略) (新設) イ 避難住民への支援に関すること。 (ア)～(ウ) (略) (新設) (4) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 (略) (新設) (5)～(9) (略)	(1) (略) (2) 避難所要員の役割 ア～カ (略) <u>キ 受付時等に複数の避難者に対応する際には、感染予防策を講じます。</u> (3) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) 新型コロナウイルス感染症をはじめとした、感染症拡大防止に配慮した運営体制</u> イ 避難住民への支援に関すること。 (ア)～(ウ) (略) <u>(エ) 避難者への感染症対策</u> (4) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 (略) <u>《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》</u> <table><tr><td><u>ア マスク</u></td><td><u>カ 簡易間仕切り</u></td></tr><tr><td><u>イ ハンドソープ</u></td><td><u>キ 段ボールベッド</u></td></tr><tr><td><u>ウ 施設用消毒液</u></td><td><u>ク プライベートテント</u></td></tr><tr><td><u>エ 手指消毒液</u></td><td><u>ケ 非接触式体温計</u></td></tr><tr><td><u>オ ウェス</u></td><td><u>コ 使い捨て手袋</u></td></tr></table> (5)～(9) (略)	<u>ア マスク</u>	<u>カ 簡易間仕切り</u>	<u>イ ハンドソープ</u>	<u>キ 段ボールベッド</u>	<u>ウ 施設用消毒液</u>	<u>ク プライベートテント</u>	<u>エ 手指消毒液</u>	<u>ケ 非接触式体温計</u>	<u>オ ウェス</u>	<u>コ 使い捨て手袋</u>
<u>ア マスク</u>	<u>カ 簡易間仕切り</u>													
<u>イ ハンドソープ</u>	<u>キ 段ボールベッド</u>													
<u>ウ 施設用消毒液</u>	<u>ク プライベートテント</u>													
<u>エ 手指消毒液</u>	<u>ケ 非接触式体温計</u>													
<u>オ ウェス</u>	<u>コ 使い捨て手袋</u>													

No.	頁	行	旧	新
4	85	5	第5章 災害応急対策・復旧への備え 第4節 緊急物資確保対策 1 個人備蓄の促進（危機管理部） 自主防災組織及び市民への啓発に努め、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生し、支援が遅れることに備えた一週間分以上の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を促進します。 3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部） (1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定 食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。 備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。 (2) 食料、生活必需品等の備蓄 食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。	第5章 災害応急対策・復旧への備え 第4節 緊急物資確保対策 1 個人備蓄の促進（危機管理部） 自主防災組織及び市民への啓発に努め、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生し、支援が遅れることに備えた一週間分以上の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を促進します。 <u>また、新型コロナウイルス感染症などをはじめとする感染症対策として、今までに備えてきた個人備蓄品に加え、マスク、アルコール消毒液、体温計等の追加についても促進します。</u> 3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部） (1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定 食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。 備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食、<u>新型コロナウイルス感染症などをはじめとする感染症対策</u>などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。 (2) 食料、生活必需品等の備蓄 食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。 <u>また、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。</u>

震災対策編

No.	頁	行	旧	新
5	110	25	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第6節 避難対策活動 1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部） (1) 避難空間 ア～イ（略） ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。 (ア)（略） (イ) 避難所 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用します。 また、<u>必要に応じてテント等の設置も検討します。</u> (ウ)（略） (2)～(6)（略）	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第6節 避難対策活動 1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部） (1) 避難空間 ア～イ（略） ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。 (ア)（略） (イ) 避難所 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用し、<u>必要に応じてテント等の設置も検討します。</u> また、<u>指定避難所に指定されている市立の小・中学校においては、新型コロナウイルス等感染症対策として、密を避け一人当たりの面積を確保するため、施設管理者と調整の上、災害の規模等により、体育館の他、校舎棟の教室や多目的教室等を積極的に活用することとします。さらに、体調不良者、妊産婦等の配慮が必要な方々については、専用のスペースを確保するよう努めます。</u> <u>なお、新型コロナウイルス等感染症対策として、密閉、密集、密接を避けることが困難な場合は、他の避難所へ移動する等の対応を検討します。</u> (ウ)（略） (2)～(6)（略）

No.	頁	行	旧	新
			1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア～ウ（略） （新設） エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。 （ア）～（ウ）（略） （エ） 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握 （オ）～（キ）（略） （新設） オ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。 （略） （新設）	1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア～ウ（略） <u>エ 避難所においては、新型コロナウイルス感染症に限らずインフルエンザ、ノロウイルスなど感染予防は重要となるため、入口でのスクリーニング、ゾーン分け、スペースの確保に努めます。</u> <u>オ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。</u> （ア）～（ウ）（略） （エ） 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握、 避難者への感染症対策の周知 （オ）～（キ）（略） <u>（ウ） 感染者等用の専用のスペースやトイレの確保、（やむを得ず同室とする場合は、）パーテーション、テントの設置などの確保</u> <u>カ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。</u> （略） <u>(2) 避難所における感染防止対策</u> <u>避難所では、避難者自身が基本的な感染症対策を徹底するとともに、以下の事項に留意し、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。</u> <u>ア 密閉空間、密集場所、密接場面を減らす</u> <u>イ 人との距離を確保する</u> <u>ウ 入口での体調確認、症状のスクリーニング、ゾーン分け</u> <u>エ アルコール消毒の設置、換気の実施、共用スペースの消毒等の衛生環境の整備</u>

No.	頁	行	旧	新
			(2) 避難所の閉鎖 ア～イ（略）	オ 手洗い・手指消毒の励行 カ マスクの着用や咳エチケットの徹底 キ 手袋、フェイスシールドなどの個人用防護具の適切なタイミング、使用方法による活用 ク 避難所運営メンバーの定期的な体調確認による感染予防 ケ 感染症の症状を有する人が発生した場合における、専用スペースへの誘導、定期的な検温、体調確認、症状のスクリーニング等の対応 コ 体調不良者が利用したスペースの清掃・消毒 (3) 避難所の閉鎖 ア～イ（略）
6	115	23	第8節 水防活動 2 応急復旧活動の実施（建設部、<u>下水道局</u>、農林水産部、消防本部） 堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。 また、ため池については、震度4以上（注1）の地震が発生した場合、緊急点検対象ため池（注2）については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を24時間以内に実施し、異常が確認されたため池については、余震及び降雨等による二次災害の防止を図るため緊急放流等の必要な措置を講じ、異常がないため池についても一定期間継続観察を行います。 （注1）（略） （注2）<u>緊急点検対象ため池とは、国が示す地震後の農業用ため池緊急点検要領の規定（堤高10m以上、貯水量10万m³以上、決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれがある、地域防災計画等に定められている。）に該当するため池とします。</u>	第8節 水防活動 2 応急復旧活動の実施（建設部、<u>上下水道事業局</u>、<u>上下水道管理局</u>、農林水産部、消防本部） 堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。 また、ため池については、震度4以上（注1）の地震が発生した場合、緊急点検対象ため池（注2）については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を24時間以内に実施し、異常が確認されたため池については、余震及び降雨等による二次災害の防止を図るため緊急放流等の必要な措置を講じ、異常がないため池についても一定期間継続観察を行います。 （注1）（略） （注2）地域防災計画等に定められている<u>全ての</u>ため池とします。

No.	頁	行	旧	新
7	137	4	第16節 消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動 2 災害廃棄物等処理活動の実施（環境部） (1)～(2)（略） (3) 処理方法 ア 生活ごみ処理 市は、災害により通常の集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集に当たり臨時的な集積所を確保します。 避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。 ごみ処理は、できる限りの分別排出と再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」での焼却、リサイクルセンターで処理後、一般廃棄物最終処分場での埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。 イ（略） (4)～(5)（略）	第16節 消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動 2 災害廃棄物等処理活動の実施（環境部） (1)～(2)（略） (3) 処理方法 ア 生活ごみ処理 市は、災害により通常の集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集に当たり臨時的な集積所を確保します。 避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。 <u>高齢者や要支援者等が居宅の災害ごみを自ら搬出できない場合は、災害規模や被災状況を総合的に判断して支援を行います。</u> ごみ処理は、できる限りの分別排出と再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」での焼却、リサイクルセンターで処理後、一般廃棄物最終処分場での埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。 イ（略） (4)～(5)（略）